

### 第 3 章 国民保護対策本部体制における市の業務

#### 1 国民保護措置の実施体制

国民保護対策本部体制においては、次の各班を置く。

(1) 総括班・情報通信班
○構成：総務部、危機管理部
①各班が実施する国民保護措置の総合調整に関すること
②各班が実施する国民保護措置に係る市対策本部への報告及び市対策本部の指示の各班への伝達に関すること
③国・県の対策本部及び現地対策本部との連携に関すること
④知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等に関すること
⑤自衛隊の部隊等の派遣要請等に関すること
⑥他の市町村又は県への応援の要求に関すること
⑦他の地方公共団体に対する事務の委託に関すること
⑧指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請に関すること
⑨他の市町村及び指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等に関すること
⑩自主防災組織に対する支援に関すること
⑪警報及び緊急通報の通知及び伝達に関すること
⑫市の救援実施に関する関係機関等との連携及び要請に関すること
⑬安否情報の収集・整理に関すること
⑭安否情報の県への報告に関すること
⑮安否情報の照会に対する回答に関すること
⑯武力攻撃災害に係る知事への措置要請に関すること
⑰武力攻撃災害の兆候に係る県への通報に関すること
⑱退避の指示の発令に関すること及び県の対策本部長への報告に関すること
⑲被災情報の収集・整理に関すること
⑳特殊標章等の交付及び管理に関すること
㉑市の情報通信手段の確保及び防災行政無線等の応急復旧並びに総務省への連絡に関する こと
㉒市の医療救護活動に関する関係機関等との連携及び要請に関すること
(2) 広報班
○構成：市長公室・政策部
①退避の指示の住民への周知に関すること
②警戒区域の住民への周知に関すること

## 【別紙 2 (旧)】

<p>(3) 避難誘導・避難施設・協働推進班</p> <p>○構成：消防部、市民生活部、保健福祉部、市民協働部、政策部、教育部、各区本部 教育部、各区役所</p> <p>①ボランティア団体等に対する支援及びボランティアに関する調整に関すること</p> <p>②住民への協力要請（避難住民の誘導、避難住民等の救援）に関すること</p> <p>③避難実施要領の策定に関すること</p> <p>④市が行う避難住民の誘導に関すること</p> <p>⑤警察官等による避難住民の誘導の要請に関すること</p> <p>⑥避難誘導時における現地調整所の設置及び関係機関との情報共有や活動調整に関すること</p> <p>⑦避難所等における安全確保等に関すること</p> <p>⑧避難住民の誘導に係る県に対する要請等に関すること</p> <p>⑨避難住民の誘導に係る運送事業者に対する運送の要請等に関すること</p> <p>⑩避難住民の復帰のための措置に関すること</p> <p>⑪救援の実施（収容施設の供与）に関すること</p> <p>⑫救援の実施（電話その他の通信設備の提供）に関すること</p> <p>⑬警戒区域の設定及び警戒区域の設定に伴う措置等に関すること</p>
<p>(4) 物資供給班</p> <p>○構成：財政部、保健福祉部、市場部、水道部、各区本部</p> <p>①民間からの救援物資の受入れに関すること</p> <p>②避難住民の誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供に関すること</p> <p>③救援の実施（食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与）に関すること</p> <p>④救援の実施（学用品の給与）に関すること</p>
<p>(5) 医療衛生・環境班</p> <p>○構成：保健福祉部、環境部、市民生活部、各区本部</p> <p>①住民への協力要請（保健衛生の確保）に関すること</p> <p>②動物の保護に関すること</p> <p>③救援の実施（医療の提供及び助産）に関すること</p> <p>④救援の実施（被災者の捜索及び救出）に関すること</p> <p>⑤救援の実施（埋葬及び火葬）に関すること</p> <p>⑥救援の実施（死体の捜索及び処理）に関すること</p> <p>⑦保健衛生の確保に関すること</p> <p>⑧廃棄物の処理に関すること</p> <p>⑨医療救護活動に関すること</p>

## 【別紙 2 (旧)】

<p>(6) 災害対処班</p> <p>○構成：消防部、経済部、都市整備部、下水道河川部、水道部、各区本部</p>
①住民への協力要請（消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置）に関する事
②救援の実施（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）に関する事
③救援の実施（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）に関する事
④応急公用負担に関する事
⑤消防機関による被害情報の把握に関する事
⑥消防相互応援協定等に基づく応援要請に関する事
⑦緊急消防援助隊等に基づく応援要請に関する事
⑧消防の応援の受入れに関する事
⑨消防措置に係る医療機関との連携に関する事
⑩生活関連等施設の状況の把握に関する事
⑪生活関連等施設の安全確保に関する事
⑫危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除に関する事
⑬NBC攻撃に係る応急措置の実施に関する事
⑭NBC攻撃の汚染拡大防止のための措置に関する事
⑮NBC攻撃に係る関係機関との連携に関する事
⑯NBC攻撃に係る汚染原因に応じた対応に関する事
⑰生活関連等物資等の価格安定に関する事
⑱避難住民等の生活安定等に関する事
⑲生活基盤等の確保に関する事
⑳輸送路の確保に関する応急の復旧に関する事
<p>(7) 応援班</p> <p>○構成：議会事務局、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局</p>
①他班の応援に関する事

### 関係部署共通業務

各部の管轄に係る施設等の適切な管理
各部の管轄に係る施設等の緊急点検、応急復旧
武力攻撃災害への対処に当たる職員の安全確保
各部が管理する生活関連等施設の安全確保措置

